

佐賀県建設関連業務条件付一般競争入札実施要領（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において、「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る業務についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。</p> <p>2 この要領において、「事前審査型」とは、入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。</p> <p>3 この要領において、「設計」V・事前審査型」とは、建設関連業務共同企業体における入札で、入札前に入札参加の資格要件の審査を行い、入札参加資格確認通知を受けた共同企業体による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。</p>	<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において、「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る業務についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。</p> <p>2 この要領において、「事前審査型」とは、入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。</p> <p>3 この要領において、「設計」V・事前審査型」とは、建設関連業務共同企業体における入札で、入札前に入札参加の資格要件の審査を行い、入札参加資格確認通知を受けた共同企業体による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。</p> <p><u>4 この要領において、「事後審査型」とは、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提示したものについて入札後に競争参加資格審査を行い、当該入札者が公告に定める資格要件を満たしていると認めた場合に落札決定する入札方法をいう。</u></p>

(対象業務)

第3条 条件付一般競争入札(事前審査型)(以下「事前審査型」という。)は、設計価格が1千万円以上から設計価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣が定める金額未満の業務について実施する。ただし、次項に定めるものを除く。

2 条件付一般競争入札(設計JV・事前審査型)(以下「設計JV・事前審査型」という。)は、佐賀県建設関連業務共同企業体取扱要領(平成18年7月7日施行)第2条で定める業務について実施できるものとする。

第4条 略

(入札参加資格確認申請等)

第5条 事前審査型の場合において入札参加資格の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公告の日の翌日から起算して5日(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日及び8月13日から8月15日の期間(以下「休日」という。))

(対象業務)

第3条 条件付一般競争入札(事前審査型)(以下「事前審査型」という。)は、設計価格が1千万円以上から設計価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣が定める金額未満の業務について実施する。ただし、次項に定めるものを除く。

2 条件付一般競争入札(設計JV・事前審査型)(以下「設計JV・事前審査型」という。)は、佐賀県建設関連業務共同企業体取扱要領(平成18年7月7日施行)第2条で定める業務について実施できるものとする。

3 条件付一般競争入札(事後審査型)(以下「事後審査型」という。)は、佐賀県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領(平成31年4月1日施行)第3条第3項で定める業務について実施できるものとする。

第4条 略

(入札参加資格確認申請等)

第5条 事前審査型の場合において入札参加資格の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公告の日の翌日から起算して6日(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日及び8月13日から8月15日の期間(以下「休日」という。))

を含まない。)以内に、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

- (1) 同種業務の実績調書
- (2) 配置予定技術者調書
- (3) その他発注機関の長が必要と認めるもの

2 設計JV・事前審査型の場合において申請者は、公告の日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、申請書(様式第2号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

- (1) 共同企業体協定書
- (2) 共同企業体編成表
- (3) 同種業務の実績調書
- (4) 配置予定技術者調書
- (5) その他発注機関の長が必要と認めるもの

を含まない。)以内に、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

- (1) 同種業務の実績調書
- (2) 配置予定技術者調書
- (3) その他発注機関の長が必要と認めるもの

2 設計JV・事前審査型の場合において申請者は、公告の日の翌日から起算して8日(休日を含まない。)以内に、申請書(様式第2号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

- (1) 共同企業体協定書
- (2) 共同企業体編成表
- (3) 同種業務の実績調書
- (4) 配置予定技術者調書
- (5) その他発注機関の長が必要と認めるもの

3 事後審査型の場合において申請者は、公告の日の翌日から起算して8日(休日を含まない。)以内に、申請書(様式第5及び6号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

- (1) 同種業務の実績調書
- (2) 配置予定技術者調書
- (3) その他発注機関の長が必要と認めるもの

第6条 ~ 第13条 略

第6条 ~ 第13条 略

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。